

# 富里市環境基本計画 (概要版)



令和4年3月  
富里市

## 1 環境基本計画とは (2頁)

- 環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーション創出や、経済・社会的課題の同時解決に取り組むための計画です。
- 国の環境基本計画は、「環境基本法 第15条」の規定に基づき環境保全に関する総合的、長期的な施策の大綱及び環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める計画として策定されています。
- 本市においても、「富里市環境基本条例 第8条」の規定により、策定することとしています。

## 2 計画の策定の背景と役割 (2~3頁)

- 近年、複雑・多様化する環境問題に対処していくためには、私たち一人ひとりが、これまでの生活様式や事業活動を見直して、持続可能な社会、循環型社会の構築を目指し、人と自然が共生できる快適な環境を創り出すよう努めなければなりません。
- 「富里市環境基本計画」は、富里市環境基本条例に基づき策定した前計画から引き続き、本市が実施すべき環境保全のための基本的方向性を示すものです。
- 地球規模の循環系を視野に入れた施策を展開することから、より広く公平な視点に立ち、持続的発展が可能な社会の構築を目指すものとします。

本市の環境の将来像について共通認識を示します。

施策の方向性を示します。

市民、事業者の参加と行動を促す指針を示します。

## 3 計画の位置付けと本計画におけるSDGs (4~5頁)

- 本計画は、本市における環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すものであり、市民、事業者、行政が共通認識のもと、環境の保全に取り組むための指針となるものです。
- 上位計画である国及び千葉県の環境基本計画、富里市総合計画や関連計画と整合を図り推進します。
- 持続可能な未来を実現するために、SDGsによる視点を取り入れ、推進します。

## 4 計画の期間 (6頁)

- 計画の期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。
- 計画期間中であっても、新たな環境問題の発生などの状況の変化や近年の新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化、社会経済情勢の変化などに適切に対応するため、必要に応じて計画を見直すものとします。

## 5 今日における環境課題 (13~37頁)

- ごみの増加、大気汚染、水質汚濁などの身近な公害問題や、地球温暖化のような地球規模のものまで多岐にわたり、また、経済や社会の状況と相互に関連・複雑化するものとなっています。
- 地球温暖化による気候変動は、干ばつ、異常気象、海面水位の上昇、生物種の絶滅など、取り返しのつかない被害が危惧されています。

## 6 望ましい環境像 (40~41頁)

- 本市は、水系に沿って谷津田が広がり、斜面に見られる樹林地のまとまりには、源流や豊かな生態系が育まれている自然豊かなまちです。
- 一方、川の水や地下水の汚染、市民アンケート結果で課題として挙げられた不法投棄やごみのポイ捨てなど、日常生活に関係する様々な問題が発生しています。
- 生活の利便性の確保や新型コロナウイルス感染症の影響による「新たな生活様式」に対応しつつも、環境を保全していく新たなライフスタイルを構築し、環境負荷の低減を図る持続可能な社会を目指すものとし、前計画の考えを継承するとともに、SDGsの視点を取り入れた望ましい環境像を設定します。

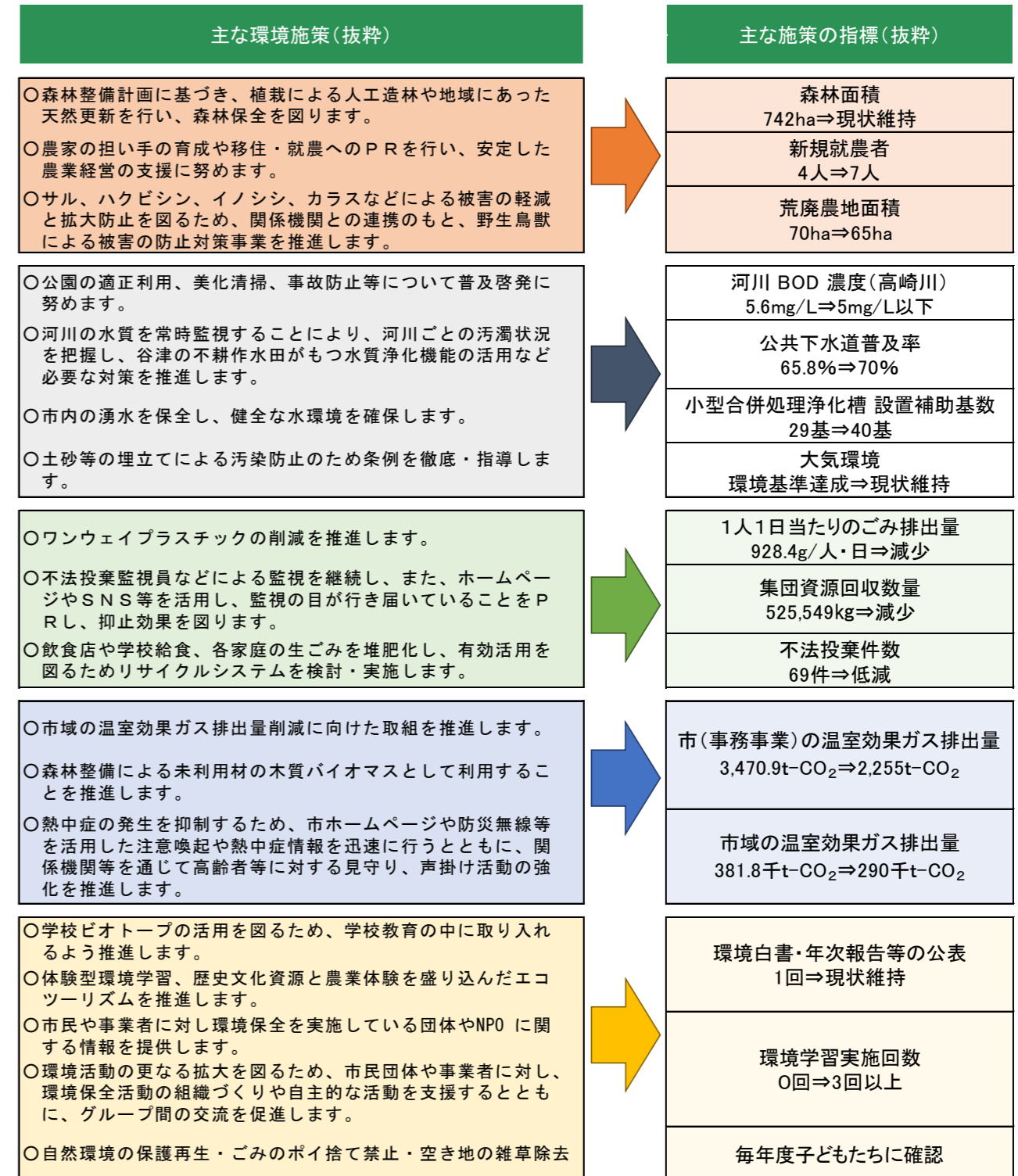
豊かな自然に抱かれた  
安心して暮らせるまち 富里



7 施策の体系と展開 (44~64頁)

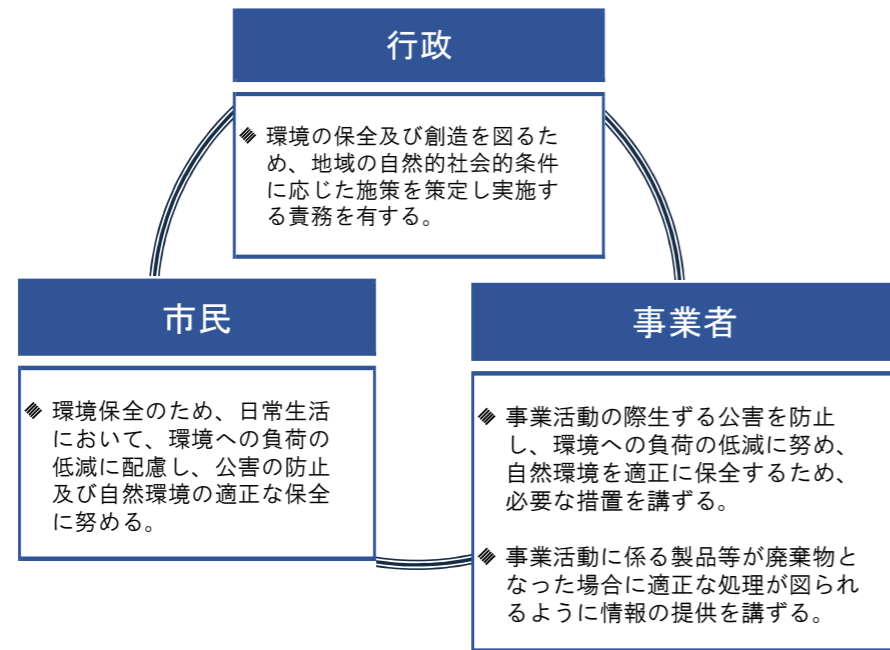
計 画 の 体 系 図

望ましい環境像	環境目標	個別目標
豊かな自然に抱かれたいまち 安心して暮らせるまち 富里	1 源流や緑を大切に にした自然豊かなまち	(1) 緑地・水辺環境の保全 (2) 谷津や農村環境の保全 (3) 動植物の保全と外来種対策の推進
	2 水や空気がきれいで、健康で安心して暮らせるまち	(1) 市街地の緑化の推進 (2) 河川や地下水の水質改善 (3) 安定した水循環・土壌環境の確保 (4) 大気汚染・騒音・振動・悪臭への対策の推進 (5) 景観・歴史・文化的遺産の保全
	3 資源を大切に するまち	(1) ごみの減量化の推進 (2) 資源循環の推進 (3) 不法投棄の防止
	4 地球にやさしく 暮らせるまち	(1) 地球温暖化防止対策の推進(緩和策) (2) 気候変動への対応の推進(適応策)
	5 みんなで取り組むまち	(1) 市民・事業者の環境保全活動支援 (2) 環境教育・環境学習の推進 (3) 協働による環境活動の推進 (4) 環境に関する情報の発信とネットワーク化の推進 (5) 子どもたちの目線



## 8 市民・事業者・行政の役割 (66頁)

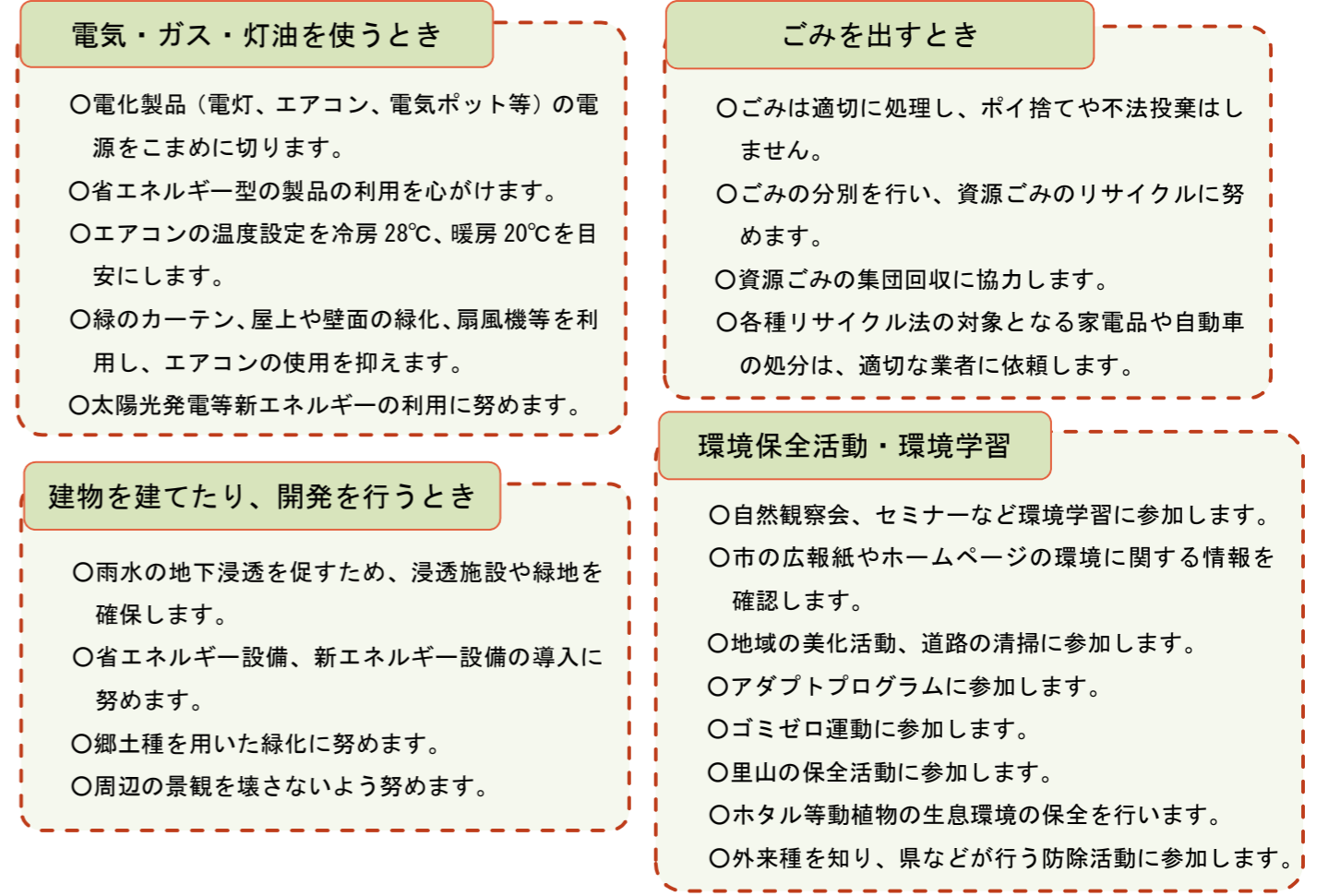
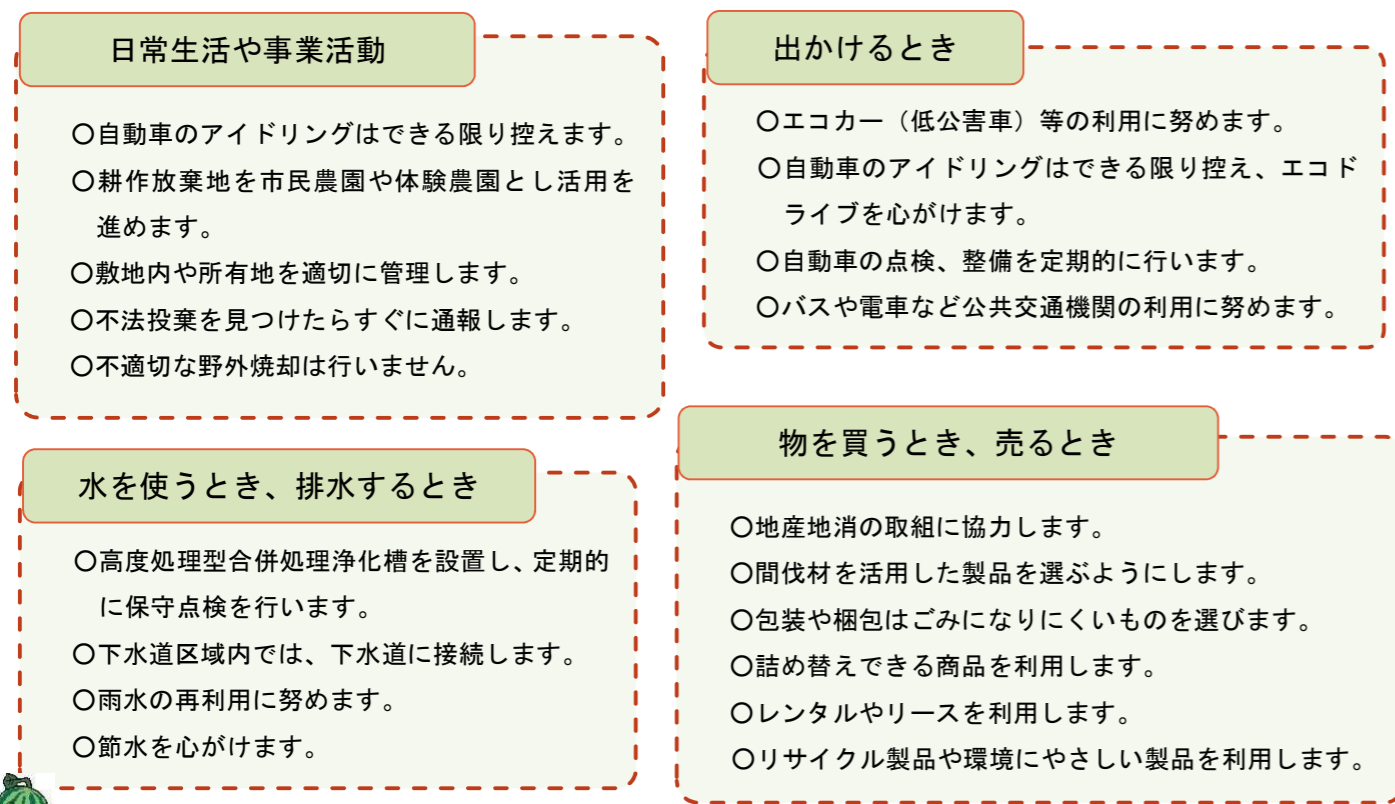
本計画の推進主体は、「富里市環境基本条例」第4条から第6条に基づき、市民・事業者・行政としそれぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を協力・協働で実践していきます。



## 9 環境配慮指針（市民・事業者の取組） (66～71頁)

市民、事業者に向け具体的な行動を、環境配慮指針として取りまとめました。

環境配慮指針は、環境負荷の低減に向け、ごみの減量、エネルギー使用量の低減等、市民、事業者が取り組むことができる基本的な項目を指針として示しています。



## 10 計画の推進 (74～75頁)

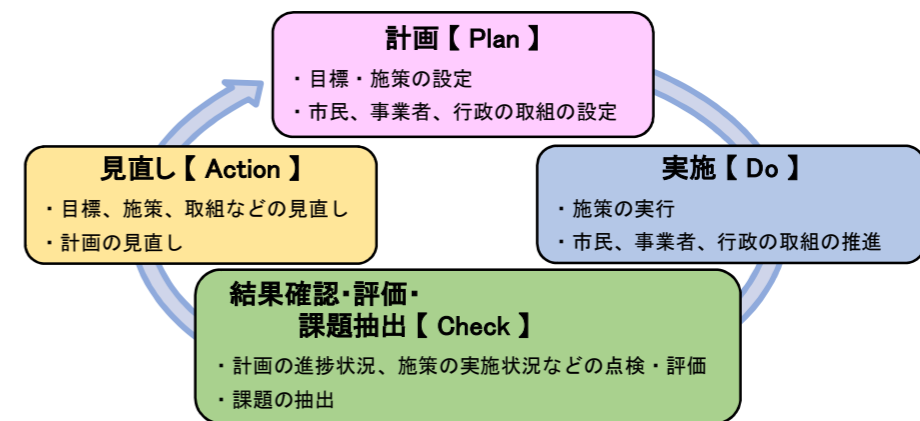
○ 本計画を実行性の高いものとするためには、計画を『策定 (Plan)』し、『実行 (Do)』し、『点検 (Check)』し、『見直し (Action)』をする、という一連のサイクルを確実に実行することが大切です。

○ つまり、単に計画を策定・実行するだけでなく、実施状況を点検し、見直すことも大きな役割を占めていることができます。

○ 本計画の実施に当たっても、計画の実施状況について、点検と見直しを行うことによって、本市の環境の保全に関し、継続的な改善を図るものとし、これらが確実に行われる体制を整備します。

○ 計画を確実に実行し、より効果のあるものとするため、計画の進捗状況を点検・評価し、必要に応じた見直しを行います。また、取組の状況を公表し、市民や事業者と情報の共有を図ります。

○ 「今の環境」について、子どもたちが何を・どう感じているかの作文から課題を抽出し、それについての施策を設定します。毎年度その施策の達成度について、子どもたちに評価してもらいます。



---

---

## 富里市環境基本計画

---

---

2022（令和4）年3月

---

発行 富里市 経済環境部 環境課

編集 富里市  
〒286-0292  
千葉県富里市七栄 652 番地 1  
TEL：0476-93-1111（代）  
FAX：0476-93-9954